# 特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会定款

（名称・事務所）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会（以下「障定協」という。）と称し、事務所を東京都世田谷区に置く。

（目的）

第２条　障定協は、障害者の福祉の増進を図る活動を行なう障害者団体（以下「団体」という。）に対して、その発行する定期刊行物が郵政省との間で合意に達した特別措置についての覚え書にもとづき、第三種郵便物としての必要要件を満たすようにするなど、それらの団体の活動を支援する事業を行ない、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（活動の種類、事業）

第３条　障定協は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「促進法」という。）第２条別表の１２号に該当する活動を行なうものとし、次の特定非営利活動に係る事業を行なう。

１．加盟団体の刊行物の名義上の発行人となるとともに、刊行物の発行年月日、通巻番号などの調整および決定を行なう事業

２．加盟団体、加盟希望団体の刊行物の形態、郵送上の注意事項などについての相談および助言を行なう事業

３．加盟団体相互間の連絡、友好などに関する活動

４．郵政省、厚生省、その他関連する機関との連絡および折衝に関する活動

５．その他、前条の目的に合致する事業

（構成）

第４条　障定協は、第２条の目的に沿うと認められた加盟団体の代表者をもって構成し、その代表をもって促進法上の社員とする。

（加盟）

第５条　障定協に加盟するには、団体の代表者は、所定の加盟申込書に必要書類を添えて提出するものとする。

２　前項に定めるほか、加盟に必要な手続きは、別に定める。

（退会）

第６条　障定協に加盟する団体は、退会の申し出のあったときは退会する。

２　障定協に加盟する団体は、次の各号の一に該当するときは、当該団体に弁明の機会を与えたうえ、理事会の承認を得て退会させることができる。

１．５年以上定期刊行物の発行がなく、その間に連絡がなかったとき。

２．年会費または分担金を３年以上納入しなかったとき。

３．障定協の目的を著しく逸脱し、また、その信用を著しく損なったとき。

（役員）

第７条　障定協に次の役員を置く。

理事　　５～１０名

監事　　１～２名

2　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を事務局長に選任する。

3　役員は、総会において選任する。その選任方法については、促進法上の規定によるほか、別に定める。

4　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、任期終了後においても、後任者が選任されるまでは、前任者はその職務を行なうものとする。

5　理事長は障定協を代表し、理事長が欠員となったとき、またはその任に耐えないときは、副理事長またはその指名する理事がその職務を代行する。

（理事会）

第８条　理事会は、前条第１項の役員をもって構成する。

2　理事会は，理事長が必要と認めたとき、または役員の過半数の要求があったときに、理事長が招集する。

3　理事会は、予算・決算等事業の運営に必要な事項、その他総会より委任された事項について議決する。

4　理事会は委任状を含め役員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

（総会）

第９条　総会は、第４条に定める障定協に加盟する団体の代表者をもって構成する。

2　総会は、年１回５月に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、理事長が招集する。

3　総会は、次の事項を議決する。

１．事業に関する基本方針

２．役員の選出

３．定款の変更

４．解散・合併などの重要事項

4　総会は、委任状を含め加盟団体の代表者の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

（顧問等）

第10条　障定協は必要に応じて顧問・相談役を置き、顧問・相談役は総会、理事会に出席することができる。

2　前項の顧問・相談役は、理事会の承認により、理事長が委嘱する。

（入会金・年会費・分担金）

第11条　障定協に加盟する団体は、入会金・年会費および分担金を納入するものとする。

2　入会金・年会費および分担金については、別に定める。

（必要経費・会計処理）

第12条　障定協の事業に必要な経費は、入会金、年会費、分担金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

2　前項の必要経費および収入は、会計諸帳簿を備えて適切に会計処理を行なうとともに、事業年度ごとに収支決算報告を行なう。

（事業年度）

第13条　障定協の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

（資産）

第14条　障定協の資産は、流動資産（預貯金、現金等）および固定資産（構築物、器具備品等）とし、事業年度末ごとに財産目録を作成する。

（定款の変更）

第15条　障定協が定款を変更しようとするときは、総会の出席者の過半数の議決を経たうえ、促進法に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第16条　障定協は次に掲げる事由により解散する。

1．総会の議決

2．目的とする特定非営利活動法人に係る事業の成功の不能

3．社員の欠亡

4．合併

5．破産

6．所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由により解散するときは、総会の出席者の過半数の議決を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4　障定協が解散したときは、合併の場合を除き、理事が清算人となる。

（残余資産の帰属）

第17条　障定協が解散することがある場合において、清算を行ない残余財産があれば、その財産は総会の議決に基づき、他の特定非営利活動法人もしくは国または地方公共団体に帰属するものとする。

（公告の方法）

第18条　障定協の公告は、官報に掲載するとともに、事務所に掲示して行なう。

（事務局）

第19条　障定協に、その事務を処理するため事務局を置き、事務局に事務局長および所要の職員を置く。

（補則）

第20条　障定協は、その目的を著しく逸脱する場合を除き加盟団体の刊行物の記事内容に干渉せず、また、その記事内容について第三者に対し責任を負わないものとする。

2　この定款に規定のない事項については、促進法の規定を適用するものとする。

付　則

1　この定款はこの法人の成立の日から施行する。

2　障定協の設立当初の役員は別表のとおりとする。

3　障定協の設立当初の役員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2001年 5月 31日までとする。

4　障定協の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、この法人の成立の日

から 2000年 3月 31日までとする。

5　この定款施行にともない「身体障害者団体定期刊行物協会申し合わせ」は廃止する。

6　障定協の設立により、身体障害者団体定期刊行物協会が 1971年 5月 19日付けで郵政省との間で合意に達した特別措置についての覚え書、ならびに同協会の加盟団体および資産は、障定協に承継されるものとする。

別表　設立当初の役員

| | |
|---|---|
| 理事長 | 二日市　安 |
| 副理事長 | 春田　文夫 |
| 理　事 | 伊東　弘泰 |
| 同 | 今西　正義 |
| 同 | 木下　洋二 |
| 同 | 佐藤エミ子 |
| 同 | 佐藤　三郎 |
| 同 | 宮尾　　修 |
| 同 | 横山　晃久 |
| 監　事 | 橋本　治二 |